

各務原市企業内保育施設等補助金交付要綱

(平成22年3月31日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、福祉の増進を図るため、企業その他の民間事業者が従業員の子育てを支援するために単独又は共同で設置する保育施設(以下「企業内保育施設等」という。)の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則(昭和38年規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する企業内保育施設等を設置する企業その他の民間事業者(以下「保育施設開設者」という。)とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する業務を目的とする施設であって、同法第35条第4項の認可を受けていない認可外保育施設であること。
- (2) 認可外保育施設指導監督基準(令和6年3月29日付けこ成保第206号こども家庭庁成育局長通知別添)に定める基準を満たす施設であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、保育施設開設者が企業内保育施設等を設置することに伴い必要となる施設の整備に要する工事費等(以下「施設整備費等」という。)とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表に定める基準額に受入定員を乗じて得た額と施設整備費等を比較していずれか少ない額とする。

区 分	基準額
企業内保育施設等の改修	1人当たり10万円(ただし、200万円を限度とする。)
企業内保育施設等の新築、増築又は改築	1人当たり20万円(ただし、400万円を限度とする。)

(交付申請に係る添付書類)

第5条 規則第4条に規定する申請書には、事業計画書(様式第1号)を添付しなければならない。

(実施報告に係る添付書類)

第6条 規則第11条に規定する補助事業実施報告書には、事業実績報告書(様式第2号)を添付しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

事業計画書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称

(2) 所在地

(3) 設置主体

(4) 受入開始年月日 年 月 日

(5) 定員(人)

(6) 保育士数

(7) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 m^2

イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

ウ 施設整備の区分(新築、増築、改築、改修)

エ 建物の面積 工事面積 m^2

建築面積 m^2 、延面積 m^2

オ 建物の構造(造 階建)

(8) 保育施設部分

ア 階数 階

イ 面積 m^2 (内地域開放分 m^2)

(注) 1 保育室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び平面図(保育施設部分がわかるもの)を添付すること。なお、既存建物(既存保育施設部分)との関係を図面上で明示すること。

2 資金計画

(1) 財源

ア 市町村補助金 円

イ 設置者負担金 円

ウ 合計 円

(2) 整備費

ア 施設整備費 円

イ 設備整備費 円

ウ 合計 円

(注) 見積書の写を添付すること。

3 施設整備計画

(1) 施工計画

ア 契約年月日 年 月 日

イ 着工年月日 年 月 日

ウ 竣工年月日 年 月 日

(2) その他参考事項

(添付書類)

様式第2号(第6条関係)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称

(2) 所在地

(3) 設置主体

(4) 受入開始年月日

(5) 定員 事業計画との変更 有・無

(6) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 m^2

イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収地の別)

ウ 施設整備の区分(新築、増築、改築、改修)

エ 建物の面積 工事面積 m^2

建築面積 m^2 、延面積 m^2

オ 建物の構造(造 階建)

(7) 保育施設部分

ア 階数 階

イ 面積 m^2 (内地域開放分 m^2)

2 支出済事業費

(1) 財源

ア 市町村補助金 円

イ 設置者負担金 円

ウ 合計 円

(2) 整備費

ア 施設整備費 円

イ 設備整備費 円

ウ 合計 円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

3 施設整備内容

(1) 施工期間

ア 契約年月日 年 月 日

イ 着工年月日 年 月 日

ウ 竣工年月日 年 月 日

(2) その他参考事項

(添付書類)

1 請負の場合は、工事請負契約書の写し

直営の場合は、支払領収書の写し

賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し(仮施設整備のみ)

2 工事完了を確認するに足る検査済証の写し

(建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証〔建築確認不要の場合は不要〕)

3 平面図

(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)

4 建物内外主要部分の写真